

「活憲論」こそ 日本の目指す道。

アジア共生に向けた挑戦の中にこそ、
憲法を政策に活かす「活憲論」の道がある。



進藤榮一

（筑波大学大学院名誉教授）
北海道生まれ。京都大学法学部卒業。
同大学院博士課程修了。ハーバード大
学研究員等歴任。法学博士。国際アジ
ア共同学会会長、一般社団法人アジ
ア連合大学院機構理事長も務める。専
門はアメリカ外交、国際政治経済学。
著書に『アジア力の世紀』『分断された
領土』『アメリカ帝国の終焉』など。

改憲論の 「第二の波」

近年、安倍政権下で憲法改正への動きが活発だ。だが、いまの改憲論・護憲論ともに、日本国憲法のもつ二十一世紀的な意味を捉えているとは言い難い。日本国憲法の思想を活かす「活憲論」の視座に立てば、アジア共生の時代に向けて日本が生きていく道が見えてくるのではないかと、
そもそも改憲論の「第一の波」は、一九五〇年代から六〇年代にかけて起こった。安倍首相の祖父・岸信介などを中心に、米国から押し付けられた憲法ではなく、日本人の手による憲法の制定を訴えた流れである。
「第二の波」は、冷戦終結後の一九九〇年代に起きた。アメリカが日本に軍事協力を求めるようになり、特に憲法九条を改正して自衛隊の位置づけを明確にすべき、との議論が活

発になったのだ。しかしその流れは、十分な力を持つには至らなかった。

そして二〇一二年十二月の第二次安倍政権誕生以来、改憲論の「第三の波」が起きている。「戦後レジームからの脱却」を掲げた安倍首相は、祖父の悲願であり自民党結党以来の党是でもある憲法改正に執念を燃やしてきた。自民党をはじめいわゆる改憲勢力が衆議院の三分の二の議席を占め、憲法改正が具体的な政治日程の上で議論されるようになった。

ところが、二〇一八年三月以降、「森友問題」で安倍政権の支持率が低下し、政治基盤が揺らぎ始めると

ともに改憲論も漂流しているというのが、現下の状況といえるだろう。

振り返れば、これまで日本の憲法論議は、改憲派も護憲派も非常に脆い砂の土台に乗っているようなものだった。そもそも、具体的に改憲を推し進めざるをえない国際構造や国内構造の変化があったのか。それについて改憲派も護憲派も十分に議論を尽くしてこなかったのではないかと。

特に、改憲論に対する護憲派の立場からの議論が不十分であったが故に、日本国憲法がもつ可能性が矮小化されてしまったのではないかと。その象徴的な例が、最近、思想家の柄谷

行人氏など左派論客が主張する、「憲法九条の起源は徳川時代（バクス・トクガワナ）にある」という主張であろう。

この「徳川の平和」論は二重の意味で、
国時代の後、戦争を否定する徳川幕府体制が生まれ、国内だけでなく、東アジアの平和が実現されました。「徳川の平和」と呼ばれています。武士は帯刀しましたが、刀は身分をあらわす象徴であり、武器ではなかったのです。徳川の文化こそが九条の精神を先取りした「先行形態」です。ところが、明治維新後に日本は徴兵制をはじめ、朝鮮半島を植民地化し、中国を侵略しました。九条が根ざしているのは、明治維新以後、日本人がやってきたことに對する無意識の悔恨です」（毎日新聞「二〇一七年十二月二十七日付」と述べた。さらに、日本が憲法九条の実行を国連総会の場で表明すれば「ドイツの哲学者カントが提唱した『世界共和国』の方向に国連を向かわせることになる」とまで言っている。

記事のポイント

- 安倍政権下で改憲論が漂流する一方、護憲派からの議論も不十分であり、憲法の可能性を矮小化させている。
- 平和国家、福祉国家や教育文化国家に向けた日本国憲法の理念が、現状では全く活かされていない。
- アジアを軸に起こるグローバル・パワーシフトに、日本は憲法を政策に活かしながら果たすべき役割がある。